職場における健康診断と特定健康診査について（H27.1.26NCD対策検討部会意見）

１　勤労世代の健診受診状況について

　【パートタイム労働者について】

　・老人保健法に基づく市町村での健診から、特定健診制度に変更されたことに伴い、最も影響を受けたのがパートタイム労働者で、その受診率が低い。

　・職場においても、短期間雇用などの場合は、健診が実施されていないことがある。

　・パートタイム労働者に対する受診率向上を図ることも重要ではないか。

　・パートタイム労働者については、特定健診の案内が保険者から届いても、時間的、金銭的なことが負担となり、受診ができないということが実態としてあるのではないか。

　【小規模事業所について】

　・小規模の事業所の場合、常勤であっても健診受診率が低い状況にあるのではないか。

　【その他】

　・主婦、サラリーマンの妻などの被扶養者については受診率が低い状況だが、受診率を上げるための取組みがいろいろと行われており、今後、受診率の伸びが期待できるのではないか。

２　事業所からのデータ提供について

　【事務局から】

　・法律上、保険者が職場健診の結果の提供を求めれば、求められた事業者は結果を提供しなければならないと定められている。しかし、実際には、健診結果を事業者から取得することが進んでいない。これを進めることで受診率向上、必要な保健指導の実施につなげられるのではないかと考えており、御意見をいただきたい。

　【委員意見】

　・事業主が健診データを渡すことはできるのか？（⇒法律上は可能）

　・健康保険組合と事業主の間でも、健診結果の取得については、認識にズレがある状況がみられる。

　・事業主がデータを提供することに対して、メリットを感じないと、面倒に感じて提供が進まないのではないか。メリットを感じるような仕組みにしていくべきだと思う。

　・事業主がデータを提供しやすいように誘導することも大切。仕組みづくりをしていく事が必要では。